

記者発表資料

国道357号 京浜大橋(海側) 特殊車両通行規制のお知らせ

一般国道357号 京浜大橋(海側)につきまして、橋梁の補修工事を行っています。工事に伴う交通規制により、**車両の幅2.75メートルを超える特殊車両は通行ができません**ので、お知らせ致します。皆様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、迂回等のご協力をお願い致します。

規制期間

平成29年11月27日～平成30年2月28日
※上記期間のうち特殊車両の通行が制限されるのは、34日間(土日祝を除く)を予定しています。

規制時間

夜間21時～翌6時

規制場所

東京都大田区東海3丁目地先
国道357号 京浜大橋(海側) 羽田方面行き

規制内容

片側一車線規制
車両の幅2.75メートルを超える特殊車両は通行ができません。

迂回路

詳細は別紙1のとおり

※特殊車両とは、車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えている等の車両です。
特殊車両が道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ

問い合わせ先

【工事に関するお問い合わせ】

国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所 電話03-3512-9090(代表)
副所長 長田 勝宏 管理第二課長 藤坂 幸輔

【特殊車両申請に関するお問い合わせ】

国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所
交通対策課長 三條 憲一



国道357号 京浜大橋(海側) 補修工事の概要

- (1) 工事名 : H28京浜大橋(海側)補修工事
- (2) 工事場所 : 東京都大田区東海3丁目地先
- (3) 工事内容 :

大型車交通等の影響により、京浜大橋(海側)では、平成23年頃より鋼床版の貫通亀裂が確認されております。随時、応急補修してきていますが、恒久的な対策として、あて板補修、SFRC(鋼繊維補強コンクリート舗装)等を実施します。

